

## 改正精神保健福祉法に関するQ&amp;Aについて

A		保護者の義務規定廃止		
	条文	項目	Q:疑問点	回答
A-2	旧法20条	保護者制度の廃止	改正前の精神保健福祉法では、「保護者」は精神障害者に対して1人定めることになっており、次の責務が課せられていた。その義務規定は全て無くなるのか。 ①(任意入院者及び通院患者を除く)精神障害者に治療を受けさせること(法22条1項) ②(任意入院者及び通院患者を除く)精神障害者の財産上の利益を保護すること(法22条1項) ③精神障害者の診断が正しく行われるよう医師に協力すること(法22条2項) ④⑧による引き取りを行うに際して、精神病院の管理者又は当該病院と関連する精神障害者社会復帰施設の長に相談し、及び必要な援助を求めること(法22条の2) ⑤(任意入院者及び通院患者を除く)精神障害者に医療を受けさせるに当たって医師の指示に従うこと(法22条3項) ⑥医療保護入院の同意をすることができること(法33条1項) ⑦退院請求等の請求をすることができること(法38条の4) ⑧回復した措置入院者等を引き取ること(法41条)	貴見のとおり。
A-3	旧法20条	保護者制度の廃止	従来33条第2項では4週間以内に家裁での選任が必要だったが、「保護者」が無くなり選任も必要なしとなれば、義務は無くとも責任が曖昧にならないか。	家族等の高齢化に伴い、負担が大きくなっている等の理由から今回の改正で保護者制度を廃止したもの。医療保護入院における入院の手続の在り方については、法施行後3年を目途として検討を加えることとされており、貴重な御意見として今後の検討の参考とさせていただきたい。
A-4	旧法20条	保護者制度の廃止	今までの保護者の役割はなくなるのに伴い、例えば、入院時や入院後に病院として、これまでの「保護者」にしていた報告や連絡はしなくても良いのか。病院として治療契約の一貫として「家族等」に説明すれば良いのか。	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第三十七条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準(昭和63年厚生大臣告示130号)に基づく保護者に対する連絡等の改正後の取扱いについては現在検討中であり、追ってお示しい。

A-5	旧法20条	保護者制度の廃止	保護者制度の廃止は、その義務規定が保護者にとって重い負担となっており、その軽減が本旨であったと理解するが、それを全部医療機関に転嫁する内容になっていると言わざるを得ない。そこには公的機関が介入するとの視点が欠如しているのではないか？市町村をはじめとする自治体や精神保健福祉センター等の公的機関が、その責任を回避していると言わざるを得ない。	家族等の高齢化に伴い、負担が大きくなっている等の理由から今回の改正で保護者制度を廃止したもの。医療保護入院における入院の手続の在り方については、法施行後3年を目途として検討を加えることとされている。また、昨年末とりまとめを行った「精神障害者に対する医療を確保するための指針等に関する検討会」において、保健所及び市町村等の関係機関の在り方を検討することとされており、貴重な御意見として今後の検討の参考とさせていただきたい。
A-6	旧法20条	保護者制度の廃止	保護者制度の廃止によって、退院後の療養に対して責任を負う者が不在になるので、退院後のサポート体制が脆弱となり、むしろ社会復帰に対する阻害要因となるのではないか。そこでは公的機関の関与が求められるのではないか。	家族等の高齢化に伴い、負担が大きくなっている等の理由から今回の改正で保護者制度を廃止したもの。医療保護入院における入院の手続の在り方については、法施行後3年を目途として検討を加えることとされている。また、昨年末とりまとめを行った「精神障害者に対する医療を確保するための指針等に関する検討会」において、地域の受け皿づくりについて検討するとともに、保健所及び市町村等の関係機関の在り方を検討することとされており、貴重な御意見として今後の検討の参考とさせていただきたい。
A-7	旧法20条	保護者制度の廃止	保護者制度の廃止によって、むしろ障害者の医療へのアクセスが困難になったとは考えられないか。	家族等の高齢化に伴い、負担が大きくなっている等の理由から今回の改正で保護者制度を廃止したもの。医療保護入院における入院の手続の在り方については、法施行後3年を目途として検討を加えることとされており、貴重な御意見として今後の検討の参考とさせていただきたい。
A-8	旧法第41条	保護者の引取義務等	保護者の廃止に伴い、措置入院者の退院又は仮退院する者を引取り、仮退院の者の保護に当たって指定病院の管理者の指示に従わなければならない規定がなくなっている。病状が安定し、措置入院を解除したい場合に、家族等の同意は不要か。例えば、20代男性、統合失調症患者。幻聴に支配されて他人の家に入り込んだところを警察に通報されて他害の恐れがあり知事の命令で措置入院となった。2ヶ月後、薬物療法が奏功し、病状も安定したが、同居の父母は引取を拒否している。	法令上、家族等の同意は措置入院の解除の要件とされていない。措置入院者が、入院を継続しなくてもその精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれがないと認められるに至ったときは、精神保健福祉法第29条の5に基づき、直ちに、保健所長を経て都道府県知事に所定の事項を届出いただきたい。

A-9	旧法第42条	保護者の医療及び保護のための費用	保護者が精神障害者の医療及び保護のために支出する費用は、当該精神障害者又はその扶養義務者が負担する(法42条)が削除されている。医療費の支払いを義務づけていない。病院としては、入院時に保証人をしっかりと決めて医療契約を結ぶ必要があるのか。	保護者が精神障害者の医療及び保護のために経費を負担した場合、当該経費を負担する行為は、民法第697条に規定する事務管理行為にあたり、保護者は、精神障害者又はその扶養義務者に費用の償還を行うことができるが、現行の精神保健福祉法第42条は、その旨を確認的に規定したものである。精神科以外の医療と同様に、精神障害者に対する医療に係る費用は、特別な場合を除き、精神障害者又はその扶養義務者が負担するものとする。
-----	--------	------------------	---	---

B		家族等について		
	条文	項目	Q:疑問点	
B-1	第33条第2項	家族等	「家族等」の扶養義務者とは、その範囲はどのようになっているのか。	改正後の精神保健福祉法第33条第2項において「家族等」として、「当該精神障害者の配偶者、親権を行う者、扶養義務者及び後見人又は保佐人」が定められている。 ここでいう「扶養義務者」とは、民法第877条に規定する扶養義務者であり、直系血族、兄弟姉妹及び家庭裁判所に選任された三親等以内の親族を指す。
B-2	第33条第2項	家族等	「家族等」の優先順位が決まっていないことから、入院時に病院側が家族の中の力関係を推し量る必要がある。混乱を来さないためにも、一般的な優先順位をガイドラインとして決めておいた方が良いのではないかと。例えば、結婚していれば配偶者、未成年の場合には親権者、高齢者の場合には同居の扶養義務者など。	法律上、医療保護入院の要件は精神保健指定医の判定と家族等のうちいずれかの者の同意であり、医療保護入院の同意を行う優先順位はない(精神保健指定医の判定があり、家族等のうち誰か1人の同意があれば、医療保護入院を行って差し支えない。)。なお、「医療保護入院における家族等の同意の運用について」(平成26年1月24日障精発0124第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知)6. 及び9. は後見人又は保佐人が存在する場合は、何らかの事情があつて後見人又は保佐人が選任されている可能性があるため、トラブルを未然に回避する観点から、医療保護入院の同意を得る際には、その存在を把握した場合には、これらの者の同意に関する判断を確認することが望ましいこととし、また、これらの者が同意に反対しているときには、その意見は十分配慮されるべきものとしているものである。また、同通知10. は、親権者には、民法第820条に基づき身上監護権を有することから、その意見を尊重することとしたものである。
B-3	第33条第2項	家族等	親権者や後見人ないし保佐人は「家族等」の範囲の中でも優先されると考えて良いか。	B-2の回答を参照いただきたい。
B-4	第33条第2項	家族等	既婚者で配偶者がいる場合に、離婚問題を抱えていて双方争いがある時には、同意者は配偶者ではなくて、「家族等」のうちの父母などで良いのか。このように特段の事情がある場合には、医療機関側の判断で同意者を決めても良いのか。	B-2の回答を参照いただきたい。

B-5	第33条第2項	家族等	「家族等」の同意で医療保護入院となって、その後、別の「家族等」の同意による医療保護入院に変更できるのか。例えば、80歳女性、重度の認知症。長男夫婦と同居している。たまたま、同市内に住む長女宅に遊びに行ったが、せん妄状態となり、救急搬送された。長男には連絡がとれず、BPSDが高度なために長女の同意で医療保護入院となった。その後、長女は同意を撤回し、長男は既に決まっている後見人の同意による医療保護入院を希望した。	「医療保護入院における家族等の同意の運用について」(平成26年1月24日障精発0124第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知)11. でお示しているとおり、医療保護入院後に管理者が当該入院に反対の意思を有する家族等(医療保護入院の同意を行った家族等であって、入院後に入院に反対することとなったものを含む。)の存在を把握した場合には、当該家族等に対して入院医療の必要性や手続の適法性等について説明することが望まれる。その上で、当該家族等が依然として反対の意思を有するときは、管理者は、都道府県知事(精神医療審査会)に対する退院請求を行うことができる旨を教示する。 なお、法律上は家族等の同意の撤回や同意の変更という概念は存在しない。同意をした家族等が入院後に当該医療保護入院者を退院させることを希望する場合には、精神保健指定医の判断として当該医療保護入院者を退院させるか、又は当該家族等が都道府県知事若しくは指定都市の市長に退院請求を行うこととなる。
B-6	第33条第2項	家族等	未成年者を入院させる場合、親権者が両親双方であれば、父母2名の同意が必要であったが、この点は従来と変わらないか。例えば、両親間で意思に不一致があった時、従来のように入院させられないのか。	「医療保護入院における家族等の同意の運用について」(平成26年1月24日障精発0124第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知)7. のとおり、未成年の親権者から医療保護入院の同意を得る際には、原則として父母双方の同意を要するものとしている。なお、父母の片方が虐待を行っている場合等については、その例外として差し支えない。
B-7	第33条第2項	家族等	未成年者の場合、親権者ではなくて、他の家族、例えば成人の兄でも良いのか。「家族等」の順位が決まっていないのだから、兄でも良いことにならないのか。例えば、16歳女性、家庭内の暴力行為、自傷行為があり、母親と兄(22歳)に連れられて受診した。暴力を振るわれている母親は強制的にも入院させたいと希望しているが、娘に甘い父親は入院には反対している。兄は入院には同意しそうだ。	貴見のとおり、御質問の場合において、成人の兄の同意で医療保護入院を行うことは差し支えない。ただし、その際、親権者の身上監護権に鑑み、父母の判断を尊重されたい。

B-8	第33条第2項	家族等	「家族等」の中には破産者が除外されていない。破産者も「家族等」に含まれると解釈して良いのか。また、「家族等」が精神疾患である可能性もあるので、「家族等」から除かれる項目に、精神障害者(強制的に入院中)などを入れなくても大丈夫か。家族等からの除外項目をもっと明確にすべきではないのか。	現行の「保護者」の義務の一つとして、「精神障害者の財産上の利益を保護」することが含まれており、破産者にはその適正な財産の管理等が期待できないため、「保護者」の欠格事由として「破産者」を規定していたもの。しかし、医療保護入院の同意に当たっては破産者であっても適正な判断は可能であることから、今回の家族等の欠格事由には破産者は含まれていない。その他の御意見については、貴重な御意見として今後の検討の参考とさせていただきます。
B-9	第33条第2項	家族等	これまでは後見人・保佐人が保護者の第1位であったが、経済的な意味合いが強いことから、優先順位としては下位でも良いのではないのか。また後見人・保佐人の場合の証明として家庭裁判所の専任の文書が必要なのか。	B-2の回答を参照いただきたい。
B-10	第33条第2項	家族等	「家族等」が複数いて、誰も入院に同意しない場合、または、それぞれの意見が食い違った場合は、入院させられないのか。市町村長の同意で良しとする場合の要件は「家族等がない場合等」となっていて、この「等」のところは、「家族等の全員がその意思を表示することができない場合」となっている。「入院に反対の意思表示ができる」者がいる場合、市区町村長の同意は不可ということなのか。「家族等」内での順位がなければ、このような事例も起こりえないか。	家族等が複数おり、いずれの者も医療保護入院の同意を行わない場合は、当該者について市町村長同意を含め医療保護入院を行うことはできない。 家族等が複数おり、いずれか1人の同意が得られる場合は、当該家族等の同意で医療保護入院を行うことは差し支えない。
B-11	第33条第2項	家族等	家族等が反対、不干涉、回避等により同意する者がいないような場合、例えば市町村の職員、保健所職員、警察官に付き添われて受診するも、家族等の付き添いはなく、連絡も取れず、あるいは協力を拒否するような場合、家族等の全員がその意思を表示できない場合として、市町村長同意としてよいのか。または、一旦応急入院として、72時間以内に家族等への説明・同意に努めるべきなのか。	市町村長が医療保護入院の同意を行うことができるのは、精神保健福祉法第33条第3項に規定するとおり、その家族等がない場合又はその家族等の全員がその意思を表示することができない場合であり、御指摘の場合は市町村長同意を行うことはできない。なお、家族等の存在を把握しているが連絡先を把握できず、連絡をとる手段がない等によりその同意を得ることができない場合(家族等に連絡が取れる場合で、当該家族等が反対しているときを除く)は、当該者の入院が急速を要するときには、応急入院を行って差し支えない。
B-12	第33条第2項	家族等	水中毒等で行動制限を頻回に行わなければならなくなった場合、任意入院から医療保護入院へ入院形態変更をすることがある。この場合、入院時と同様に、「家族等」の誰かを同意者として医療保護入院にするのか。家族等を決める判断基準はあるのか。入院形態の変更が必要な際はどうすべきなのか。家族等の誰から同意を得るかは、管理者の判断でよいのか。措置入院から医療保護入院に切り替える場合も同様である。	任意入院から医療保護入院へ入院形態を変更する場合の法令上の取扱いについては、一度退院したのちに改めて医療保護入院により入院するという取扱いとしており、医療保護入院による入院には、法第33条に基づき、精神保健指定医の判定と家族等のうちいずれかの者の同意が必要である。また、措置入院から医療保護入院へ入院形態を変更する場合も、同様の取扱いである。

B-13	第33条第2項	家族等	「家族等」の優先順位が決まっていないので混乱が生じやすい。家庭裁判所等で代表家族(後見人或いは保護者)に準ずる人を選任できる様にはしてもらえないか。家庭裁判所で出来なければ、何らかの公的な選任確認部署を新設すべきではないのか。	家族等の高齢化に伴い、負担が大きくなっている等の理由から今回の改正で保護者制度を廃止したもの。医療保護入院における入院の手続の在り方については、法施行後3年を目途として検討を加えることとされており、貴重な御意見として今後の検討の参考とさせていただきたい。
------	---------	-----	---	---

C		医療保護入院の手続きについて		
	条項	項目	Q:疑問点	
C-1	第33条	医療保護入院入院	医療保護入院時、「家族等」の同意で入院し、その後同意をした「家族等」の者が撤回した場合には、退院させた方が良いのかどうか。今までは保護者が退院とした場合には医療保護入院の要件を満たさないために退院させることが多かったと思われる。入院時に同意した家族等からの退院請求を退けても、治療契約はなお有効というのは、一般通念からは通りにくいのではないのか。	B-5の回答を参照いただきたい。
C-2	第33条	医療保護入院入院	医療保護入院時、「家族等」の同意で入院し、その後同意をした「家族等」の者が撤回した場合にも医療保護入院は継続されるとしている。そのような根拠をしめす法律上の記載はあるのか。	B-5の回答を参照いただきたい。
C-3	第33条	医療保護入院入院	医療保護入院時、「家族等」の同意で入院したが、その「家族等」の者が実際は赤の他人であった。その場合、医療保護入院そのものが入院時に遡って違法な措置ということになるのか。	貴見のとおり。なりすまし等を防ぐため、「医療保護入院における家族等の同意の運用について」(平成26年1月24日障精発0124第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知)5.にお示しするとおり、家族等の同意を得る際には、可能な範囲で運転免許証や各種医療保険の被保険者証等の提示による本人確認を行うことが望ましい。なお、医療保護入院の成立と、当該医療保護入院に係る診療契約の成立は別のものであり、当該違法な措置としての医療保護入院中の医療費については、当該医療保護入院者又は扶養義務者が支払うこととなり、当該者又は扶養義務者が必要に応じて虚偽の同意を行った者に対して当該費用を求めることとなる。また、虚偽による同意は刑事罰の対象となる可能性のある行為であることから、刑事告訴等をあわせて検討いただきたい。
C-4	第33条	医療保護入院入院	入院時、「家族等」がいるのは確認出来たが、旅行中などの理由で誰も連絡が付かなかった。この場合、応急入院になるのか、市町村長同意の医療保護入院になるのか。各自治体によって運用が異なっているようだが、明確な指針はあるのか。	B-11の回答を参照いただきたい。
C-5	第33条	医療保護入院入院	医療保護入院時、「家族等」には電話連絡はついたが、遠方で病院に直ぐに来ることは出来ず、翌日になるという。この場合、「家族等」の同意の署名が貰えないので、医療保護入院は出来ないのか。医療保護入院が出来なければ、応急入院になるのか、市町村長同意になるのか。	「家族等」が遠方の場合等においては、電話連絡等によってその同意の意思を確認し、追って同意書を提出していただく取扱いとして差し支えない。



C-6	第33条第2項	医療保護入院入院	同伴した「家族等」の医療保護入院の同意のサインはその入院した時点に限るのか。現状では、配偶者等の保護者が受診時に付き添っていない場合、まず電話で説明と同意の手続きを行い、速やかに来院して所定の手続きを行うように求めている。時間をおいての同意のサインは有効か。	C-5の回答を参照いただきたい。
C-7		医療保護入院者退院支援委員会・対象者	入院診療計画書の再交付が必要になるのは、如何なる場合か？(1)入院中に任意入院から医療保護入院に入院形態の変更が行われた場合は如何か？(2)医療保護者退院促進委員会の審議の結果、新たな入院期間が設定された場合は如何か？	(1)の場合には入院診療計画書の再交付が必要である。その理由については、B-12の回答を参照されたい。また、(2)の場合には、入院診療計画書の再交付は不要である。
C-8		医療保護入院者退院支援委員会・対象者	委員会開催時に既に退院が決まっている場合は、委員会での審議を行う必要が無いとされているが、退院の設定がどのくらい先の場合までが、これに当たるか？	「医療保護入院者の退院促進に関する措置について」(障発0124第2号平成26年1月24日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第4の2(3)のとおり、推定される入院期間経過時点から概ね1ヶ月以内の退院が決まっている場合(入院形態を変更し、継続して任意入院する場合を除く。)については、委員会での審議を行う必要はない。
C-9		医療保護入院者退院支援委員会・審議結果	病院の管理者は、医療保護入院者退院支援委員会の審議状況を確認し、医療保護入院者退院支援委員会審議記録に署名することとあるが、記名・捺印でこれに代えることはできるか？	医療保護入院者退院支援委員会審議記録における精神科病院の管理者の署名欄については、自署に限らず、記名・捺印に代えて差し支えない。ただし、この場合も精神科病院の管理者は医療保護入院者退院支援委員会審議記録に記載された審議内容を確認し、審議に不十分な点がみられる場合には適切な指導を行うこと。
C-10	第33条の4	退院後生活環境相談員	退院後生活環境相談員とはどのような資格があれば良いのか、選任についての具体的な規定はあるのか。選任時期はどうなっているのか。院内のPSWで良いのか。配置基準等があるのか。	「医療保護入院者の退院促進に関する措置について」(障発0124第2号平成26年1月24日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第1の2(2)及び3(1)を参照されたい。
C-11		退院後生活環境相談員の選任及び配置	退院後生活環境相談員の業務は、看護業務と重複するものと考えてよいのか？	現在確認中であり、追ってお示ししたい。

C-12		退院後生活環境相談員の業務内容	入院時、退院後生活環境相談員が当該医療保護入院者及びその家族等に対して行う説明は、文書(例えば、“入院に際してのお知らせ”)と併せて)で行うことは、如何か？	入院時の退院後生活環境相談員による説明(「医療保護入院者の退院促進に関する措置について」(障発0124第2号平成26年1月24日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第2の4(1)参照)の際に、書面を用いることは差し支えないが、退院後生活環境相談員と医療保護入院者及びその家族等とが退院に向けた相談を行っていくことになることに鑑み、当該医療保護入院者の病状からやむを得ない場合を除き、書面の交付のみではなく、併せて口頭での説明を行うことが必要である。また、当該医療保護入院者の病状からやむをえず口頭での説明を行えない場合は、その旨を診療録に記載し、口頭での説明が可能となった段階で説明することが必要である。
C-13		退院後生活環境相談員の業務内容	入院時退院後生活相談員が当該医療保護入院者に説明を行おうとしたが、当該患者の病状によっては、ただちに行えないことは、想定できるか？またその場合、当該患者の病状が安定するまでの間、説明を延期してもよいか？	C-12の回答を参照されたい。
C-14		退院後生活環境相談員の業務内容	退院後生活環境相談員の選任に当たっては、医療保護入院者及び家族の意向に配慮することとあるが、一旦選任された退院後生活環境相談員が、当該医療保護入院者或いはその家族等によって、忌避されることはあり得るか？	退院後生活環境相談員と医療保護入院者及びその家族との信頼関係が重要であることから、できる限り医療保護入院者及びその家族等の意向に沿って退院後生活環境相談員を選任することが望ましいが、当該医療機関において退院後生活環境相談員の資格を有する者の人数等の限界もあるところであり、当該医療機関の管理者の裁量の範囲内における配慮をいただくことで差し支えない。
C-15	第33条の5	地域援助事業者	「地域事業者」とは具体的には「相談支援事業所」のことを指すのか。事業者の範囲はどのようになるのか。	施行規則第15条の5を参照されたい。
C-16	第33条の6	院内委員会	院内委員会とはどのような構成メンバーになるのか。	「医療保護入院者の退院促進に関する措置について」(障発0124第2号平成26年1月24日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第4の3を参照されたい。
C-17	第33条の6	院内委員会	院内に委員会の設置とあるが、院内のスタッフによるカンファレンスを指すのか。どのようなことを検討するのか。例えば、60歳女性、慢性統合失調症患者。10年の入院の後に地域のグループホーム(病院の法人経営)に退院予定としている。担当のPSWが深く関与している。	「医療保護入院者の退院促進に関する措置について」(障発0124第2号平成26年1月24日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第4を参照されたい。

C-18	第33条の6	院内委員会	院内委員会で対象とする患者はどのような基準か。また、医療保護入院で入院して、任意入院に変更になった患者には適用しなくても良いのか。対象者は平成26年4月1日以降の医療保護入院者で良いのか。既に入院している者は除くのか。	「医療保護入院者の退院促進に関する措置について」(障発0124第2号平成26年1月24日厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)第4の2を参照されたい。また、同通知第4の7のとおり、法施行日以前の医療保護入院者に係る医療保護入院者退院支援委員会を開催する必要はないが、精神科病院の管理者が必要と認める場合には、任意で委員会を開催することは差し支えない。特に平成26年4月1日時点で入院期間が1年未満の者については、当該者に係る医療保護入院者退院支援委員会を開催することが望ましい。
C-19	第33条の6	院内委員会	医療保護入院の予定期間を超える場合には院内委員会で検討するとされているが、予定期間前に任意入院に変更した場合には、検討の対象になるのかどうか。	推定される入院期間の経過する前に医療保護入院から任意入院に入院形態が変更になった者については、入院形態変更時に一度退院した取扱いとなるので、当該者に係る医療保護入院者退院支援委員会を開催する必要はない。ただし、当該者の入院する精神科病院の管理者が必要と認める場合には、任意で委員会を開催することは差し支えなく、委員会の開催により退院促進に努めることが望ましい。
C-20	第34条第1項	移送	「その者の家族等のうちいずれかの者の同意」とあるが、親権者が2人の場合には1人でも良いのか。例えば、14歳男性、家庭内の暴力行為、母親へ暴力を振るい救急隊が要請された。母親は強制的にも入院させたいと希望している。往診依頼された指定医が移送による医療保護入院が適切と判断した。しかし、父は単身赴任で連絡が取れない。親権者1名の同意による移送は可能か。	精神保健福祉法第34条に基づく移送に係る同意に関する留意点は、「医療保護入院における家族等の同意の運用について」(平成26年1月24日障精発0124第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部精神・障害保健課長通知)でお示しているものと同様であり、同通知及び同通知に関連する回答を参照されたい。なお、御質問の場合については、できる限り父に連絡をとり、その同意を得ることが望ましいが、やむを得ない場合は、同通知7.の例外として、母のみの同意により医療保護入院を行って差し支えないものと考えられる。

D 精神医療審査会について				
	条項	項目	Q:疑問点	
D-1	第14条	審査案件	合議体の構成員は、精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者であるが、精神保健福祉士を対象としているのか。	改正後の精神保健福祉法第14条第2項第2号に規定する「精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者」とは、精神保健福祉士に限らず、他の資格者等を含む精神障害者の保健又は福祉に関し学識経験を有する者が該当すると想定している。
D-2	第38条の4	退院請求	「家族等」が退院請求をできるとあるが、この場合の「家族等」に該当する者は同意した「家族等」であるのか。あるいは同意した「家族等」以外の者でも構わないのか。例えば、80歳女性、認知症の患者で同居している長男が同意して医療保護入院となった。遠くに住む長男の姉(患者の長女)が「精神科病院に入院なんてとんでもない。即刻退院させたい。」と退院請求を行った。	改正後の精神保健福祉法第38条の4に規定するとおり、退院等の請求を行うことができるのは、「精神科病院に入院中の者又はその家族等」であり、医療保護入院による入院時に当該入院時に同意を行った家族等に限らない。
D-3	第38条の4	退院請求	退院等の請求を、医療保護入院を同意した家族等ではなく、別の家族等が行った場合には、精神医療審査会では同意した家族等と退院請求をした家族等の両者の意見を聞くことになるのか。どの家族の意見を優先すべきなのかで迷うと思われる。	精神保健福祉法第38条の5第3項に規定するとおり、審査会は、退院等の請求に係る審査に当たっては、退院等の請求をした者及び当該審査に係る入院中の者が入院している精神科病院の管理者の意見を聴かなければならないこととされている(同項は今回の改正で改正されていない)。なお、同条第4項に基づき、審査会の判断で医療保護入院による入院時に同意をした家族等を含む関係者に審問等を行うことができる。
D-4	第38条の4	退院請求	退院等の請求については、精神科病院に入院中の者又はその家族等になっている。家族等の誰でも退院請求が可能になれば、退院請求が増えて、精神医療審査会の負担にはならないか。例えば北海道のような広大な地域では、精神医療審査会のなり手がなくなるのではないか。	今回の改正に伴い、精神医療審査会の効率化の観点から、予備委員の活用や文書による意見聴取の手続等を新たに定める精神医療審査会運営マニュアルの見直しを行った。貴重な御意見として今後の検討の参考とさせていただきたい。
D-5	第38条の4	退院請求	入院時に同意した「家族等」が入院継続を希望していても、他の「家族等」でも退院請求が可能になる。これに伴って、弁護士を代理人とした退院請求も増々えてくるのではないか。	今回の改正に伴い、精神医療審査会の効率化の観点から、予備委員の活用や文書による意見聴取の手続等を新たに定める精神医療審査会運営マニュアルの見直しを行った。貴重な御意見として今後の検討の参考とさせていただきたい。

E		その他		
	条項	項目	Q:疑問点	
E-1	第29条	措置入院	改正法では措置入院についての内容に変更があるのか。例えば、地域によってバラツキがあると聞いている措置要件等についての判断基準の変更などがあるのか。	今回の改正で「保健及び精神障害者福祉に関する法律第28条の2の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準(昭和63年厚生大臣告示125号)に係る改正は行っていない。
E-2	第33条の7	応急入院	改正法の応急入院については、従来の保護者から「家族等」の同意を得ることが出来ないことが要件とされている。この同意というのは、電話連絡での同意も良しと解釈してよいのか。例えば、家族等が海外旅行中で電話連絡はついたが、直ぐには帰国出来ない場合には応急入院でも良いのか。	B-11の回答を参照されたい。
E-3	第41条	指針	厚生労働大臣は、精神病床の機能分化等精神科医療の提供に関する指針(厚生労働大臣告示)を定めるとしている。これらが、診療報酬等に関係していくのか。	良質かつ適切な精神障害者に対する医療を提供するための指針(案)においては、「入院医療中心の精神医療から地域生活を支えるための精神医療の実現に向け、精神障害者に対する保健医療福祉に携わる全ての関係者(国、地方公共団体、当事者、家族、医療機関、保健医療福祉サービスの従事者その他の精神障害者を支援する者等)が目指すべき方向性を定める指針として本指針を策定する。」とされ、また、「本指針で示す方向性に従い、国は、関係者の協力を得ながら、各種施策を講じていくこととする。」とされており、当該指針は法規的性質を有するものではない。
E-4	第41条	指針	厚生労働大臣は、良質かつ適切な精神障害者に対する医療保護入院の提供に関する重要事項を定めるとしている。これらが、精神科の医療機関の自由裁量権を妨げたりしないのか。	E-3の回答を参照されたい。
E-5	第51条	後見人	市町村等の後見等を行う者の家庭裁判所への推薦等に関する努力義務を定めるとしている。家族等の順位は決まっていないが、このような条文があるというのは、後見人・保佐人が医療保護入院時の優先順位が高いということになるのか。	B-2の回答を参照いただきたい。
E-6		その他	今回の法改正によって、管理者や主治医の責任が過重となるのではないのか。意見の対立した家族間の意見調整や引取り義務がない家族に対する早期退院を進めることなどは、そもそも従来の精神保健指定医の職務をはるかに超えたもので、指定医の認定制度でも想定していない内容ではないのか。	貴重な御意見として今後の検討の参考とさせていただきたい。

E-7		その他	医療行為はそもそも説明と同意のうえで行われるべきものであり、従来は、本人が不同意の場合は、保護者に対して、その手続きが行われていたのである。今回の改正で、保護者が廃止されたとなると、本人が不同意の場合、医療行為を行う根拠が失われるのではないか。	今回の法改正での保護者制度の廃止は、精神保健福祉法上特別に定められた保護者制度を廃止し、精神医療を他の医療に近づけることをその趣旨としているものである。保護者制度廃止後において、本人が治療行為に係る判断能力を有しない場合には、精神科以外の医療で本人が判断能力を有しない場合と同様の対応を行うこととなるものと考えられる。
-----	--	-----	--	---